

第4次安城市男女共同参画プラン 【案】

平成30年度（2018年度）～35年度（2023年度）



平成29年（2017年）12月

目 次

第1章 第4次安城市男女共同参画プランの策定にあたって	1
(1) プラン策定の趣旨	1
(2) プランの期間	2
(3) プランの策定体制	2
(4) プランの位置付け	3
第2章 安城市の現状と課題	6
(1) 統計データに基づく安城市の状況	6
(2) アンケート・ヒアリングからわかる現状・課題	11
(3) 第3次プランにおける達成状況	16
第3章 プランの基本的な考え方	19
(1) プランの最終目標（目指す姿）	19
(2) プランで重視する視点	19
(3) 基本目標	20
(4) 重点項目	21
(5) プランの体系	22
第4章 プランの基本目標別の内容	24
基本目標1 男女平等意識の促進	25
(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開	25
(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供	26
基本目標2 若年者への男女平等意識の定着	27
(1) 学校等における教育機会の充実	27
(2) 思いやり、認め合う意識の醸成	28
基本目標3 男女共同参画社会の実践	29
(1) 女性のエンパワーメントへの支援	29
(2) 職場における女性活躍の推進	30
(3) 家庭的責任をともに担うための環境の整備	32
基本目標4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備	34
(1) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進	34
(2) 性差を踏まえた健康づくりの推進	35

(3) 参画を助ける環境の整備	36
基本目標5 人権の尊重とDVの根絶	37
(1) 多様性を認め合う社会環境の整備	37
(2) DVの啓発と早期対応	38
第5章 プランの推進体制	39
(1) 市民、事業者等との協働による推進	39
(2) プランの進捗管理	40
(3) 指標一覧	41
資料編	46

第1章 第4次安城市男女共同参画プランの策定にあたって

(1) プラン策定の趣旨

- 「第4次安城市男女共同参画プラン」(以下「本プラン」という。)は、安城市において男女共同参画社会を実現するための取組を総合的、計画的に推進するために策定します。
- 基本的な考え方は第3次プランまでの方向性を引き継ぎますが、取組内容の評価・検証結果や、国の動きや新たな課題等を踏まえ、実行性を高めるための新たな施策等を盛り込みます。

■男女共同参画に関する国、愛知県、安城市の動向

年	国	愛知県	安城市
1999	「男女共同参画社会基本法」制定		
2000	「男女共同参画基本計画」策定		「安城市男女共同参画プラン」策定
2001	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定	「あいち男女共同参画プラン21」策定	市民グループネットワーク「さんかく21・安城」発足
2002		「愛知県男女共同参画推進条例」制定	
2003	「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」制定		「安城市特定事業主行動計画」策定
2004	「DV防止法」の改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定 「育児・介護休業法」改正	「あいち農産漁村男女共同参画プラン」策定	
2005	「女性の再チャレンジプラン」策定 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2006		「あいち男女共同参画プラン21（改定版）」策定	「第2次安城市男女共同参画プラン」策定
2007	「DV防止法」の改正 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定	「愛知県少子化対策推進条例」制定	
2008		「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定	「安城市男女共同参画推進条例」制定

年	国	愛知県	安城市
2009			
2010	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「第2次安城市男女共同参画プラン」中間改訂
2011		「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定	
2012		「あいち仕事と生活の調和行动計画」策定	
2013		「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定	「第3次安城市男女共同参画プラン」策定
2014			
2015	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」策定 「第4次男女共同参画基本計画」策定		
2016		「あいち男女共同参画プラン2020」策定	「安城市特定事業主行動計画（第2次計画）」策定
2017	「働き方改革実行計画」の策定		

（2）プランの期間

本プランの期間は、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。また、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業の進捗状況を考慮し、随時、施策などの見直しを行うこととします。

■計画期間

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
第8次安城市総合計画										
第4次安城市男女共同参画プラン（本プラン）										

（3）プランの策定体制

本プランは、市の附属機関である安城市男女共同参画審議会において策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、答申を行い策定します。市においては、各課の担当職員で構成する作業部会、課長級職員で構成する庁内部会において協議し、安城市男女共同参画審議会に

において審議する各事項についての原案を作成します。

また、プランに幅広く市民等の意見や提案を反映させるため、次のような経過を経て策定を行います。

●アンケート調査（平成28年（2017年）7月～8月）

- 市民アンケート：20歳以上の男女各1,000人を無作為抽出して実施
- 企業アンケート：市内業者500社を無作為抽出して実施
- 高校生アンケート：市内の高校5校からクラスごとに253人を抽出して実施
- 町内会アンケート：市内79町内会の会長を対象に実施

●ヒアリング調査（平成28年（2017年）10月）

- 企業ヒアリング：企業アンケートで回答があり、かつヒアリング可能と回答のあった企業26から、業種・規模別に3企業を選出
- 団体ヒアリング：地域活動団体または団体に活動している個人から3団体を選出

●パブリックコメント（実施予定）

市民に対し、計画案の公表と説明・意見の募集を行うために実施。

（4）プランの位置付け

本プランは、次のような法律に基づき策定します。さらに、本プランの策定にあたっては、国、県等の計画や市が策定した他の計画との整合を図ります。

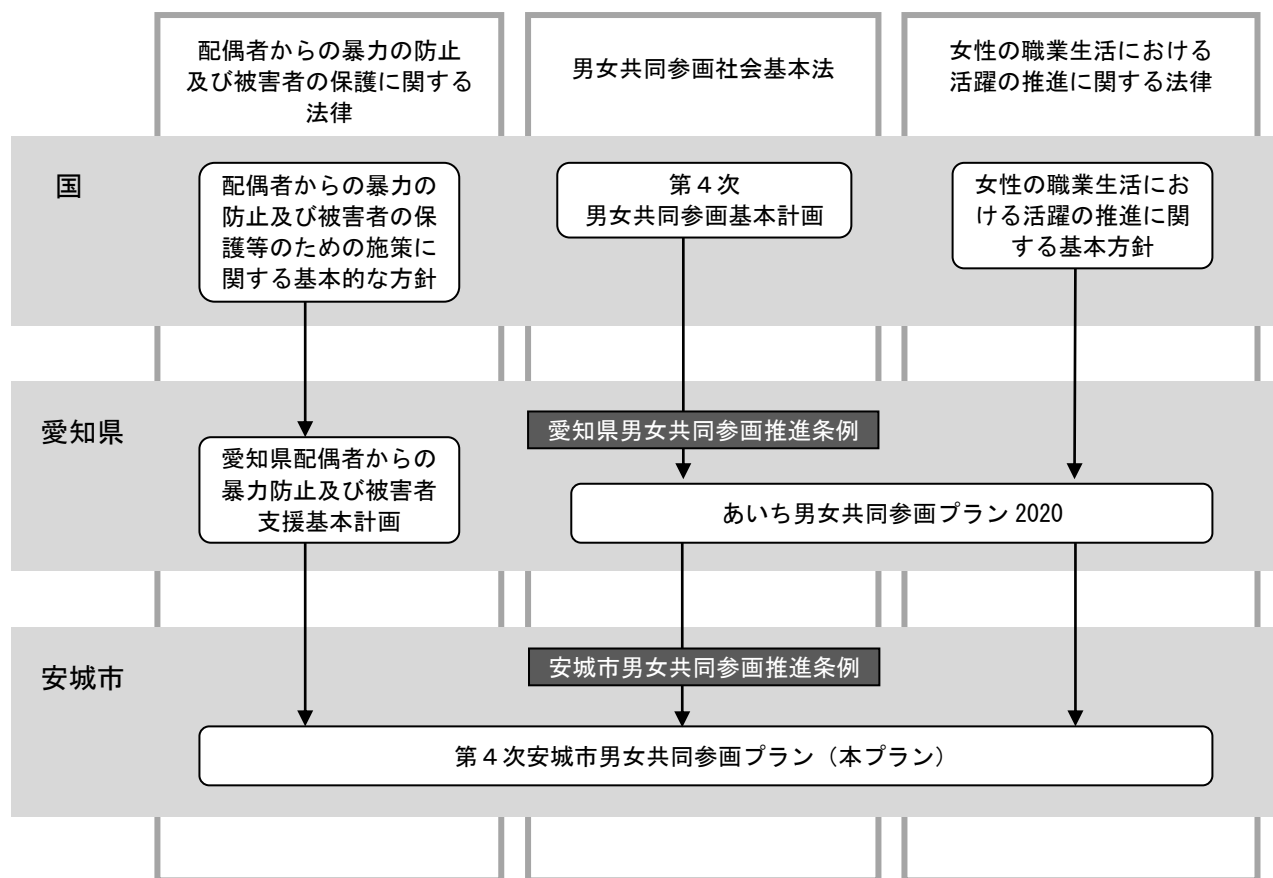
- 「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項及び「安城市男女共同参画推進条例」第10条第1項に基づく計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第二条の三第3項に基づく計画（本プランの一部（DV防止、被害者の保護等に係る施策））
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第六条の二に基づく計画（本プランの一部（女性の職業生活等に係る施策））
- その他、市の上位計画・関連計画との整合を図った計画

※市の施策には、そのすべてに男女共同参画の視点が必要となりますが、特に施策間において連携を図るべき計画を以下に示しています。

■関連する市の計画（主なものを抜粋）

- | | |
|--------------|---------------------|
| ・安城市総合計画 | ・安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略 |
| ・健康日本21安城計画 | ・安城市子ども・子育て支援事業計画 |
| ・あんジョイプラン | ・安城市地域防災計画 |
| ・安城市市民協働推進計画 | ・安城市特定事業主行動計画 |

■各種根拠法と計画・方針等との関連図



■（参考）各種根拠法

男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

安城市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本計画の策定）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2章 安城市の現状と課題

(1) 統計データに基づく安城市の状況

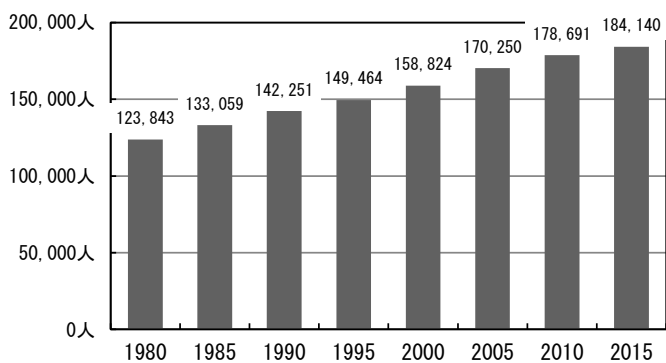
①人口・世帯の状況について

本市の総人口は堅調に増加しており、昭和55年（1980年）から平成27年（2015年）までの35年間で人口が約1.5倍となっています。また、年齢3区分別の人口割合をみると、15歳未満の年少人口割合は減少が続き、65歳以上の老年人口割合は増加を続けています。平成27年（2015年）には初めて年少人口割合を老年人口割合が上回りました。15～64歳までの生産年齢人口割合は平成7年（1995年）をピークに減少に転じています。

人口構成を男女別・年齢別にみると、自動車関連企業の立地などを背景に、20歳代から50歳代までで、女性よりも男性の人口が上回っています。一方で80歳以上では平均寿命の差などにより男性よりも女性の人口が上回っています。

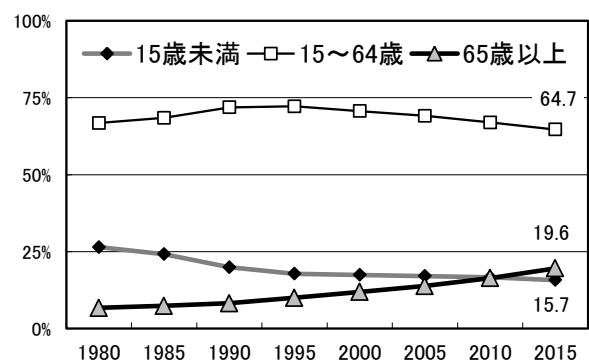
全国に比べて高齢化の進行は緩やかではありますが、本市でも少子高齢化が進んでいます。

■安城市の総人口の推移



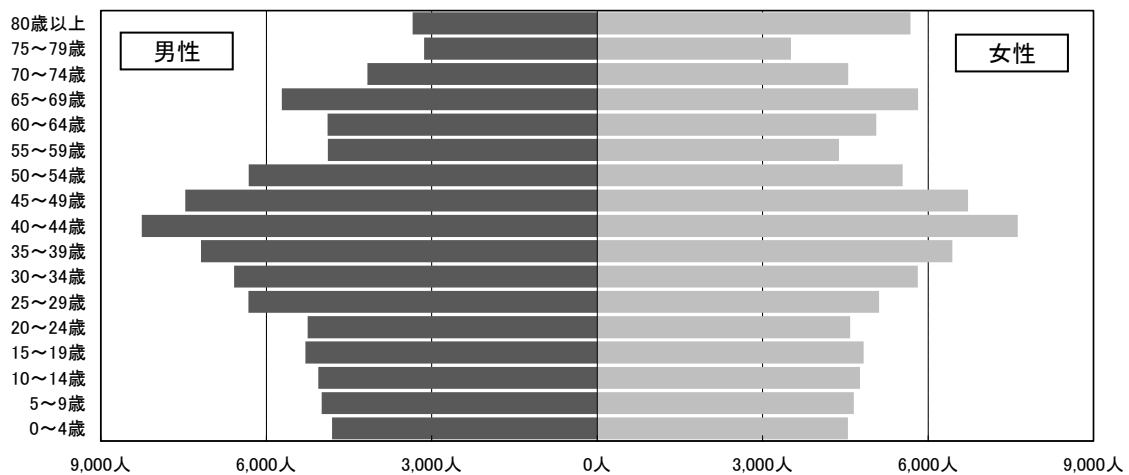
資料：国勢調査（合計値に「年齢不詳」を含む。）

■安城市の年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（分母から「年齢不詳」を除いて算出。）

■安城市の性別・年齢別人口構成



資料：国勢調査（平成27年（2015年））

②労働の状況について

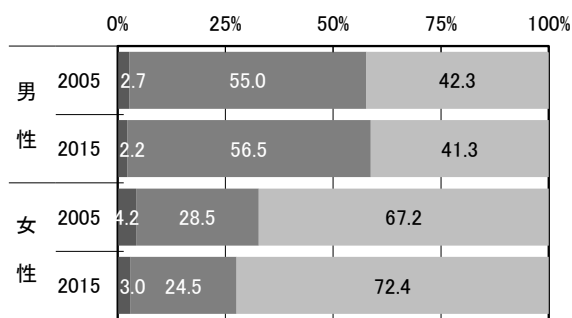
産業分類別の就業者数の割合を男女別にみると、男性では建設業、製造業などを含む第2次産業が、女性ではサービス業などを含む第3次産業の割合が高くなっています。平成17年（2005年）と平成27年（2015年）の10年間の比較では、男性はその割合に大きな変化はなく、女性は第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。

また、男女別の雇用者の雇用形態の状況を見ると、女性では「パート・アルバイト・その他」が多くなっており、5年前の平成22年（2010年）と比較しても変化がありません。

市の年齢階級別の労働力率をみると、30歳代前半に大きく下がるM字カーブを描いていますが、その谷は経年でみて浅くなってきています。結婚や出産などを経ても継続して働く女性が増えたことや、未婚者の増加、結婚や出産年齢の高齢化などが影響していると考えられます。

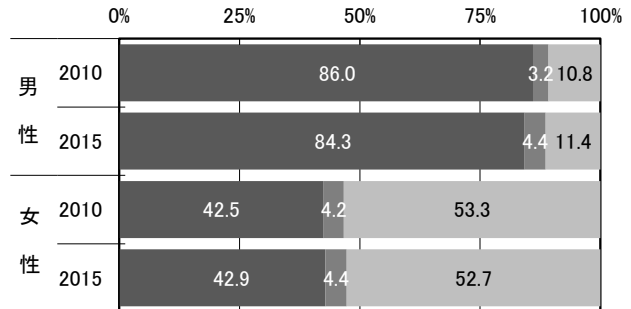
全国、愛知県との比較では、本市のM字カーブの谷が最も深くなっています。

■安城市の男女別産業分類別就業者数の割合



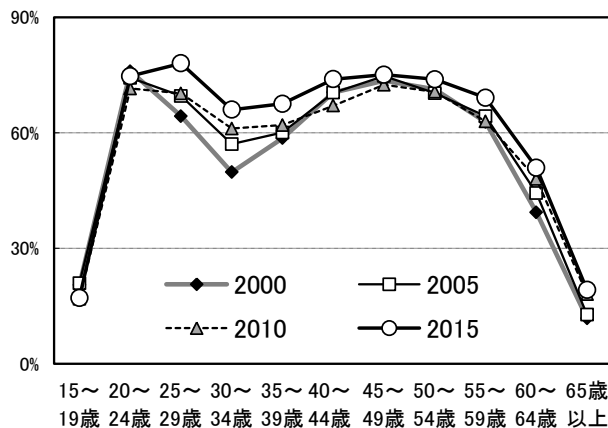
■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業
資料：国勢調査

■安城市の男女別雇用者の雇用形態別の割合



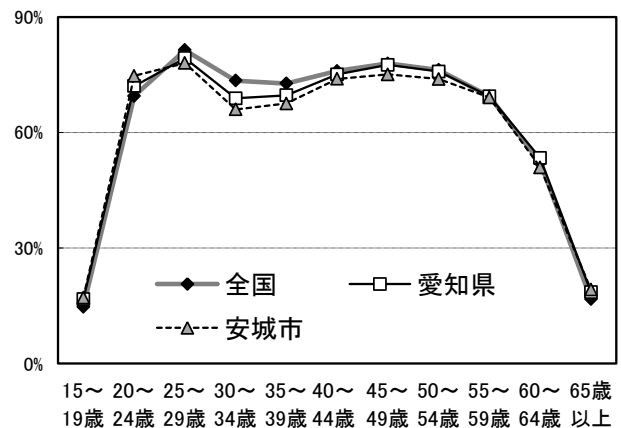
■ 正規の職員・従業員
■ 労働者派遣事業所の派遣社員
■ パート・アルバイト・その他
資料：国勢調査

■安城市の女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

■全国、愛知県との比較（女性の労働力率）



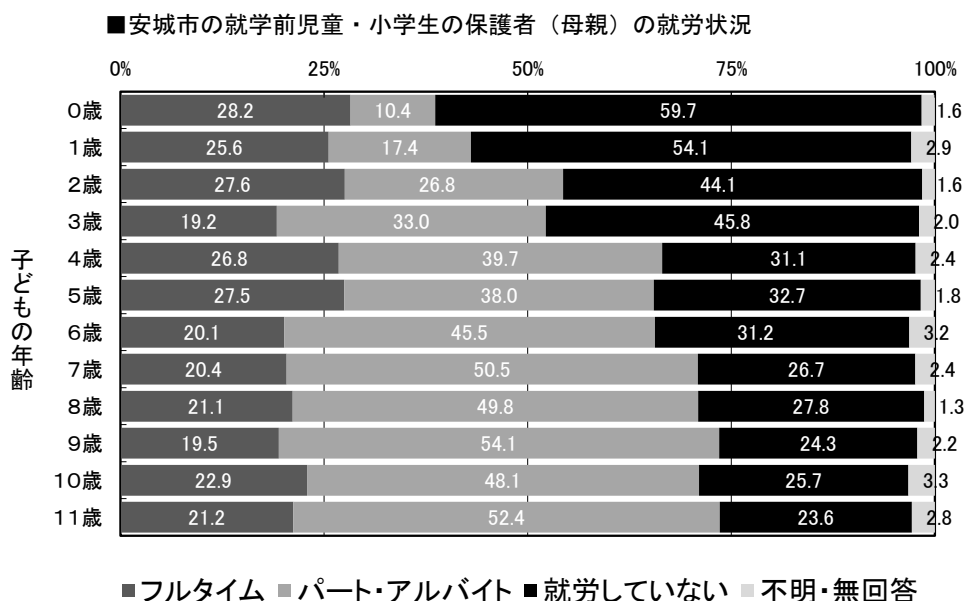
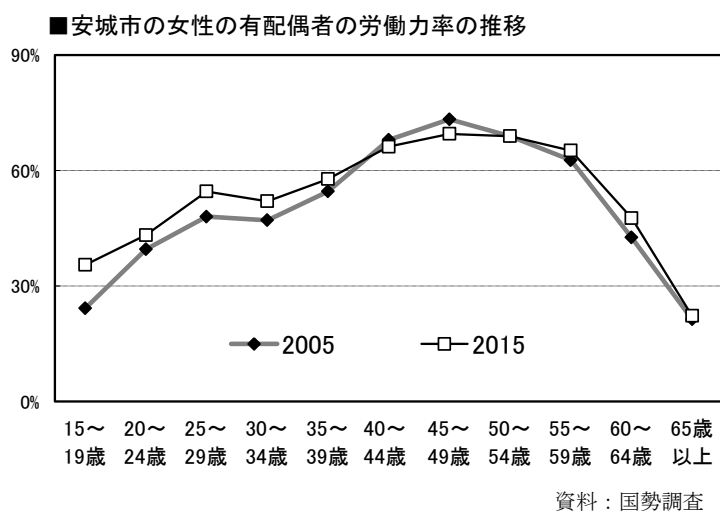
資料：国勢調査（平成27年（2015年））

③結婚・出産後の女性の労働の状況について

安城市の女性の有配偶者（届出の有無に関係なく、夫のある人）に限定して労働力率を経年でみると、20歳代から30歳代で労働力率が高まっており、結婚後も仕事を続ける女性が増加していることがわかります。

また、平成25年（2013年）に安城市内在住の就学前児童及び小学生を持つ保護者を対象に実施したアンケートによると、母親の就労状況について、子どもが小さいうちは「就労していない」割合が最も高くなり、子どもの年齢が上がるにつれて「パート・アルバイト」として就労する割合が高くなっています。

安城市では出産後も継続して正社員などでフルタイム勤務を行う女性は約2～3割程度にとどまり、その他の多くは出産後に仕事を辞め、その後子どもの成長とともにパート・アルバイトといった形態で働く人が多いことがうかがえます。



資料：安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査（平成25年（2013年）実施）

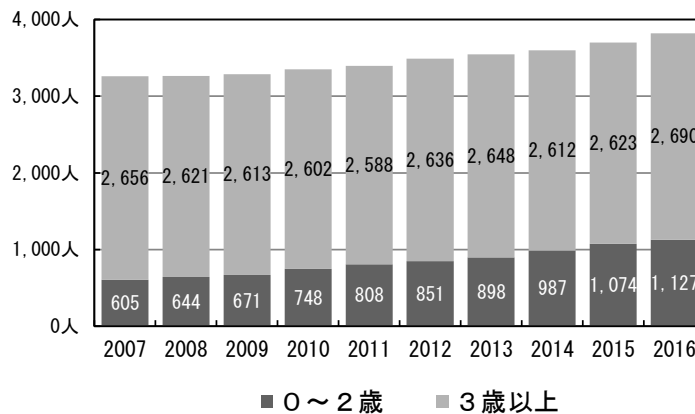
※「フルタイム」「パート・アルバイト」には、それぞれ産休・育休中の人を含む
 ※「就労していない」には、これまで就労したことがない人も含む

④子育て・介護等の状況について

本市には平成29年度（2017年度）現在、保育所が36か所あります。出産後も就労を継続する女性の増加等に伴い保育所の入所児童数は増加傾向にあります。入所児童を年齢別にみると、3歳以上ではこの10年間大きな変化はありませんが、0～2歳の低年齢児の入所が約2倍近くに増えています。

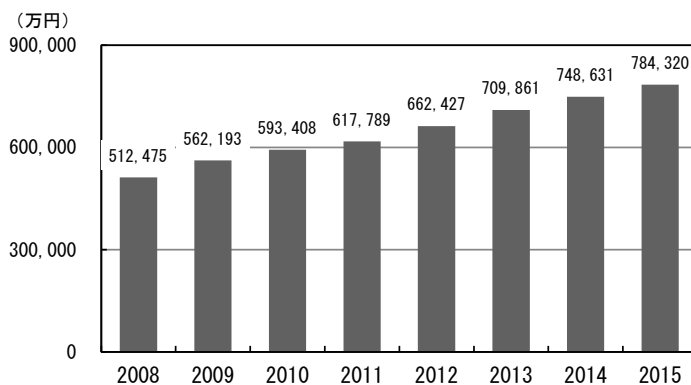
介護を社会全体で支える仕組みである介護保険制度における総給付費は、高齢化や要支援・要介護認定者の増加に伴って増加しています。また、平成29年（2017年）3月に実施したアンケート調査によると、高齢者の在宅生活で介護を行っている人の性別は女性が65.7%となっており、配偶者や子ども（娘）など、女性が介護を担う傾向にあることがわかります。

■安城市の保育所入所児童数の推移



資料：'16安城の統計

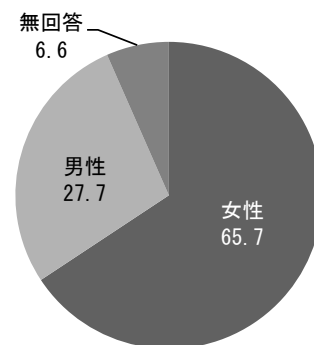
■安城市の介護給付費の推移



資料：'16安城の統計

■介護している人の性別

※要介護認定を受けている人へのアンケート調査
回答件数：2,382



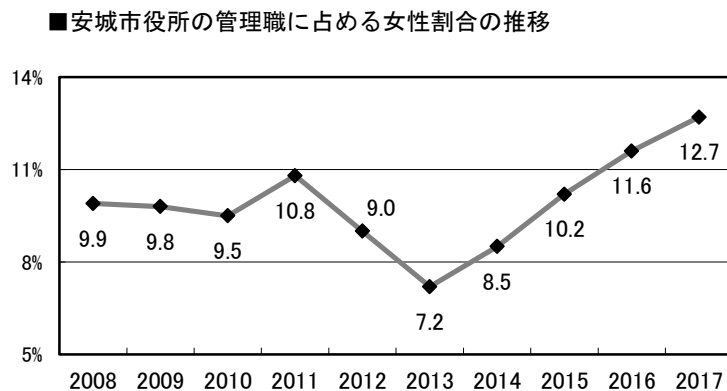
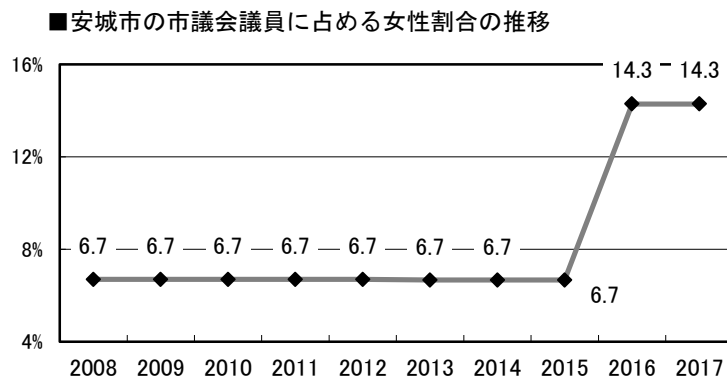
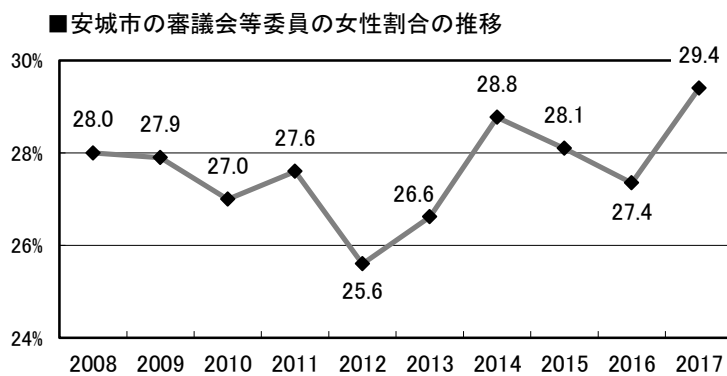
資料：高齢者等実態調査
(平成29年(2017年)3月)

⑤女性の参画の状況について

安城市の審議会等委員の女性割合は、増減を繰り返しつつも20%台後半で推移しています。「第3次安城市男女共同参画プラン」では、平成29年度（2017年度）目標を32%としており、達成には至りませんでした。

市議会議員に占める女性割合は、平成28年（2016年）以降、14.3%（議員定数28人中4人）と上昇しています。

安城市役所の管理職に占める女性割合は、平成25年（2013年）に7.2%に落ち込んだものの、以降は上昇傾向にあります。



資料：安城市市民協働課

(2) アンケート・ヒアリングからわかる現状・課題

平成28年(2016年)に、市民、企業、高校生、町内会への各種アンケート調査、団体・企業へのヒアリング調査を実施しました。

■アンケート調査の実施概要

区分	市民	企業	高校生	町内会
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収(督促状1回)		学校を通じた配布・回収	郵送配布・郵送回収
実施期間	平成28年(2016年)7月20日～8月8日			
配布数	2,000	500	253	79
回収数	939	243	253	68
回収率	47.0%	48.6%	100.0%	86.1%

■ヒアリング調査対象

区分	企業・団体名
実施時期	平成28年(2016年)10月11日、17日
調査方法	訪問面談による聞き取り調査
企業	碧海信用金庫、アンデン株式会社、アサノ薬品株式会社
団体	老人クラブ(各中学校区の女性部会)、町内会(前、コープ野村新安城自治会会長)、さんかく21・安城(会長)

①市民意識と実態について

固定的な性別役割分担に基づく考え方は薄らいでいるが、実態ではまだ女性の家事・育児負担の多さ、男性の家事・育児への参画のしにくさといった現状が見られる。

「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」に代表される固定的な性別役割分担に対し、経年で見て「そう思わない」と回答する割合が37.4%(H23:20.0%、H20:24.3%)と最も高くなっています。また、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方については、経年でみて「男らしさ、女らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよい」の割合が59%(H16)→70.6%(H28)に上昇しており、さらに、H28の高校生アンケートでも74.5%となっており、性別ではなく個性を重んじる子育てが支持されるようになっていきます。

しかし、男女別の家事・育児時間や育児休業の取得状況などをみると、仕事の有無に関らず女性の家事・育児時間が長いこと、男性の育児休業取得率が低いことといった実態が浮かび上がっており、意識と実態に差があることがうかがえます。

②職業生活やワーク・ライフ・バランスについて

結婚・出産後も働き続ける女性が多くなっている反面、家事・育児の役割は継続して女性が担う状況となっている。男性は「仕事」を優先する生活スタイルになっており、「家庭生活」の優先を希望しても実現できていない。

市民調査の女性が職業を持つことについての考えでは、本市の市民意識は「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」とする割合が45.9%と、最も高くなっています。経年でみると、平成20年度以降、「結婚をしても、子どもができてもずっと仕事を続けるほうがよい」割合（H28：32.5%、H23：24.2%、H20：21.0%）が高まっていますが、全国調査（国：54.2%）と比較するとその割合は大きく下回っています。

女性従業員の働き方で多いものを企業調査でたずねたところ、「育児休業などを活用して仕事を続ける」が最も高い割合を占めており、特に大企業では70%以上が結婚・出産に関わらず働き続けると回答しています。

さらに市民調査において生活での優先状況を現実と希望の両面からたずねたところ、男性では「家庭生活」を優先したい77.2%に対し、現実には36.6%と、大きな差がみられ、「家庭生活」の優先を希望していても実現できていない状況にあります。

③女性の就業や管理職・役職への登用について

女性の管理職・役職への登用は今後増えていくことが見込まれ、女性自身のエンパワーメントや男性も含めた意識や働き方の改革、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められる。

高校生調査において将来、就職先でどのくらいまで昇進したいと思うかたずねたところ、「がんばってできるだけ昇進したい」「できれば昇進したい」といった、昇進に前向きな回答をあわせて女性で84.4%、男性で89.9%みられました。

企業調査において、今後、女性を管理職に登用しようと考えているかたずねたところ、従業員数100人未満の企業では43.9%が、100人以上の企業では62.5%が「積極的に登用していきたい」と回答しており、女性の積極登用を進めようとする動きがみられます。

④地域活動について

現在の町内会の会長、副会長はほとんどが男性だが、女性の参画は必要とされている。

町内会調査において、会長・副会長の性別をたずねたところ、女性は副会長で5.9%となっています。町内会における女性が担っている役割で多いものは「行事等の手伝い活動（主に準備、片付け、その他雑務）」となっています。町内会の意思決定の立場へ積極的に女性が参加することについては、97.0%が『必要』（「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」を合わせたもの）としており、女性の参画が望まれています。

⑤DVについて

精神的な暴力で被害経験者の割合が高く、被害者の半数は誰にも相談しない。

市民調査の配偶者や恋人からの暴力の経験についての設問では、『被害経験があった』割合が最も高いものは男女ともに精神的暴力となっています。また、「A 医師の治療が必要となるくらいの暴行を受ける」、「B 医師の治療が必要とされない程度の暴力を受ける」といった身体的暴力の被害経験者も、女性でそれぞれ1.6%、6.9%みられます。

高校生調査において、現在または過去に彼氏・彼女がいた人のうち、彼氏・彼女からの暴力の経験をたずねたところ、「A 言葉でけなされて嫌な思いをさせられた」では女子高校生よりも男子高校生で『被害経験があった』割合が高くなっています(女子16%、男子:25.6%)。また、男子高校生では「B あなたの行動を制限された」での経験の割合(女子8.5%、男子12.9%)も高くなっています。

暴力を受けた際の対応としては、市民・高校生ともに「誰にも相談しなかった」割合が半数程度(市民:52.5%、高校生:45%)みられており、被害が潜在化していることが考えられます。

⑥市民・企業・地域の役割について

すべきこと、取り組みたいことを踏まえ、家庭、企業、地域それぞれにおいて、できることから始めていく必要がある。

市民調査、企業調査、町内会調査において、それぞれに自分ができること、企業で今後力を入れること、町内会で取り組みたいことをたずねました。家庭では、家事・育児などの分担、企業では育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくり、町内会では女性の意見を反映した行事・会議等の検討がそれぞれ高くなっています。

⑦ヒアリング調査の結果の概要について

【企業ヒアリング結果まとめ】

※ヒアリングを行った対象企業は、それぞれA社、B社、C社として記載しています。

女性社員は増加傾向。今後も増え、定着率も高まっていくと思われる。

女性社員はA社、B社ともに増えてきており、今後も増加することが見込まれています。

A社、B社ともに、女性該当社員のほとんどが育休を取得し、仕事を続けています。男性の育休は実績がなく、業務量や社内風土的にも取得する雰囲気となっていない現状があるようです。

A社では、1人目の出産・育児を乗り越えても、支援の少ない核家族世帯などでは2人目の出産・育児の際に両立が困難となり退職する女性社員もみられるということです。

当社は係長相当職(30代)での女性割合の向上が目指されている

就業継続をする女性が増え、就業年数を経ていくことで、管理職になる年齢層の女性も増えていくことが想定されます。A社、B社ともに、まずは30代・係長級の女性社員の育成を短期的な目標としています。

A社は、女性を含めた人材育成に積極的に取り組んでおり、育休明けの復職支援、研修の実施や、女性社員のニーズを吸い上げ、社内制度等に反映させるための会議の開催などを通じ、女性社員が主体的にキャリアを形成するための支援体制を充実させています。

また、A社、B社からは、家庭を持ち、子育てしながら管理職に就く女性には心理的な負担感(部下に仕事を任せて早く帰りにくいことなど)が大きいという意見が出されています。管理職に求められる能力や働き方が従来から変わらない中で、家事・育児を行う社員が管理職に就くことの困難さがあるようです。

ワーク・ライフ・バランスの促進も必要性が高まっている。

B社では、男性社員も含めた長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの促進を進めていく必要性を感じています。介護については、いずれの企業でもまだ必要性はそれほど感じられておらず、課題とはなっていない状況です。

中小企業では女性の働き方も柔軟な体制をとっている。

C社は社内制度を無理に男女平等にするのではなく、現実の社員の家庭の状況に合わせて、より自由に、柔軟に働ける環境となっています。小規模で社員の状況やニーズが見えやすいことが、男女の働きやすさにつながっていると考えられます。



【団体ヒアリング結果まとめ】

団体における女性役員登用は進みつつある。

老人クラブのヒアリングによると、男女共同参画の状況も地域ごとにやや差があるということです。しかし、全体的には活動内での男女の別は徐々になくなってきており、その背景には意識が改善したということ以外に、人材が不足する中で性別という枠にこだわってはいられない状況となっていることがうかがえます。

町内会活動においても、「コープ野村新安城」のような若い女性が会長を務める例はまれであり、60代以上の男性が会長を務めることがほとんどです。しかし、実際の活動状況をうかがったところ、本人のやる気、周囲の協力や地域の受入意識があれば、まったく問題なく活動が進められることがわかりました。ただし、活動においては家族・職場の協力も不可欠です。

男女の関係は「共同」から「多様性」へと変化しつつある。

地域活動や市民活動の現場では、女性だけ、男性だけの活動ではなく、ともに協力し合って地域課題解決のために進んでいくことが必要とされています。女性は比較的、人との交流や地域との関わりを持ちやすい環境にありますが、これまで職場中心の生活を送ってきた退職後の男性が活躍できる場面が求められています。

また、様々な少数者も含め、多様性を包含できる社会づくりも求められています。



(3) 第3次プランにおける達成状況

第4次プランの参考とするため、以下のとおり第3次プランで設定した成果指標の達成状況を評価しました。

なお、平成28年度(2016年度)の目標値はないため、平成29年度(2017年度)の目標値で評価しました。

- 【評価基準】 A：平成29年度(2017年度)の目標値をすでに達成している。
 B：平成29年度(2017年度)の目標値には達していないが、平成23年度(2011年度)の実績値よりも改善している。
 C：平成23年度(2011年度)の実績値から横ばいである。
 D：平成23年度(2011年度)の実績値よりも後退している。

基本目標 I 男女平等意識の促進

基本施策 I-1 男女共同参画に関する啓発促進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
家庭生活の場が男女平等であると考えてる市民の割合	女性38.4% 男性48.8%	26.9% 38.2%	女性49% 男性55%	D
学校教育の場が男女平等であると考えてる市民の割合	女性75.8% 男性78.3%	56.0% 61.0%	女性85% 男性80%	D
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考えてる市民の割合	女性20.2% 男性32.8%	9.4% 21.9%	女性29% 男性41%	D
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合	女性42.4% 男性54.1%	26.4% 33.9%	女性37% 男性49%	A
子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合	女性67.4% 男性60.5%	73.5% 66.0%	女性68% 男性68%	B
市との協働による男女共同参画の啓発のための講座・フォーラム開催数	—	5事業	5事業	A
女性関連図書の蔵書冊数	1,769冊 (H24.4)	2,605冊	1,800冊	A
平均点数 (A:4点、B:3点、C:2点、D:1点として算出。以下同じ)				2.57

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実践

基本施策 Ⅱ-1 方針・施策決定の場における女性の参画促進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
託児を設置した学級・教室、公民館講座などの数	30事業	30事業	32事業	C
法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	25.6% (H24.4)	27.4%	32%	B
人材リストへの登載者数	104人	172人	164人	A
市管理職員（補佐級以上・専門職を含む）のうち、女性が占める割合	9.0% (H23.4)	11.6%	10%	A
平均点数				3.25

基本施策 Ⅱ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
パパママ教室への参加率（両親で教室に参加した初産婦数／全初産婦数）	25.8%	38.7%	30%	A
就業に関する広報活動回数	25回	34回	30回	A
市男性職員の育児休業等の取得率（配偶者の出産補助のための特別休暇等を含む）	77.8%	81.3%	78%	A
家族経営協定の締結農家戸数	59戸	62戸	71戸	B
平均点数				3.75

基本施策 Ⅱ-3 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
女性が会長を務めている老人クラブ数	3クラブ	6クラブ	5クラブ	A
さんかく21・安城の参加団体数	21団体	20団体	27団体	D
安城市民活動センター登録団体数	360団体 (H24.4)	385団体	360団体	A
女性対象防犯教室の参加者数	—	138人	60人	A
平均点数				3.25

基本目標Ⅲ Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

基本施策 Ⅲ-1 生涯にわたる健康づくり

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
健康教育の講師派遣及び性教育などに関する物品の貸し出し回数	9件 (うち性・生に関して8件) 物品貸出し 5件	35件 (うち性・生に関して8件) 物品貸出し 12件	15件	A
平均点数				4.0

基本施策 Ⅲ－２ 参画を助ける環境の整備

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
特定保育実施箇所数	2か所	2か所	2か所	A
子育て支援センター設置数	5か所	5か所	5か所	A
児童クラブ設置数	32か所	48か所	35か所	A
平均点数				4.0

基本目標Ⅳ DVの根絶

基本施策 Ⅳ－１ DVに関する啓発活動の推進

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
DV啓発活動回数	—	5回	5回	A
平均点数				4.0

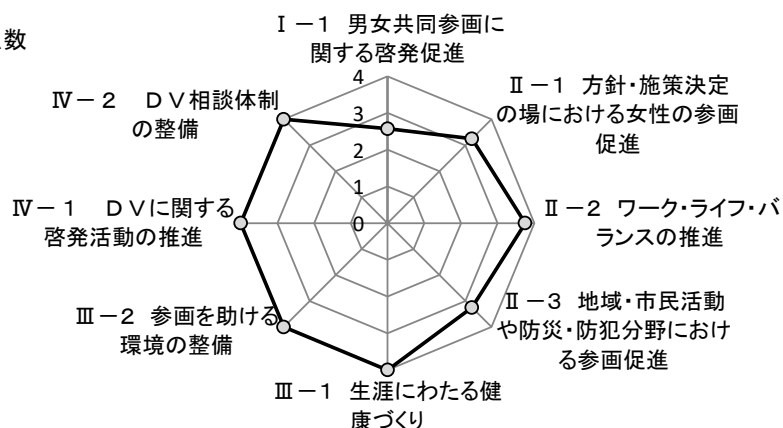
基本施策 Ⅳ－２ DV相談体制の整備

検証指標	実績値	実績値	目標値	評価結果
	2011年度	2016年度	2017年度	
DV庁内連絡会議の開催回数	0回	2回	2回	A
虐待等防止地域協議会の開催回数	3回	3回	3回	A
平均点数				4.0

【評価結果のまとめ】

26ある指標のうち、A判定となったものは18指標と、全体の約7割を占めました。目標未達成ではあるものの、計画策定時点から改善したB判定も含めると約8割が良好な結果となっています。一方、D判定のものは5指標（約2割）を占めており、特に「家庭生活の場」「社会通念・慣習・しきたり」などでの男女の平等感が高まっていないことが影響しています。男女共同参画に関する様々な事業を行っていますが、まだ市民実感に影響を与えるまで至っていません。

■各分野の平均点数



第3章 プランの基本的な考え方

(1) プランの最終目標（目指す姿）

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられており、この男女共同参画社会を実現することは「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とされています。

「安城市男女共同参画推進条例」の前文においても、男女共同参画社会の実現を目指して条例が制定されていることがうたわれており、本プランにおいても、これまでの考え方を継承し、最終目標を「男女共同参画社会の実現」とします。

(2) プランで重視する視点

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年（2015年）に制定され、これにより、女性の活躍促進が加速しています。

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行などを背景に、わが国最大の潜在力とも言われる女性の活躍に期待が寄せられています。女性の活躍は職業生活の観点のみで測れるものではありません。本市は、平成28年度（2016年度）を初年度とする「第8次安城市総合計画」において、『市民一人ひとりが豊かさとともに幸せを実感できるまち』を将来都市像に掲げています。管理職にチャレンジしたい、子どもが小さいうちは仕事よりも子育てを優先したい、男性でも専業主夫になりたい、性別にとらわれない生き方をしたい…、一人ひとりの様々な「豊かさ」「幸せ」を追い求めることができるよう、本プランにおいては、女性活躍に加えて、多様な選択を可能とする社会づくりを目指し、次のような視点を持って施策を推進します。

安城市の目指す男女共同参画の姿

- 女性の活躍とあわせて男性の家庭参画を進めることで、男女が家庭内の役割を分かち合うことができる。
- 職場で活躍したい人、家事や育児・介護等の家庭生活に専念したいと思う人など、それぞれの希望が叶えられる環境がある。
- 誰もがその生き方を否定されず、個人として尊重され、安全・安心な暮らしを送ることができる。

(3) 基本目標

本プランは、次の目標に沿って施策・取組を展開します。

基本目標① 男女平等意識の促進

家庭や地域、職場等のあらゆる場面において、誰もが自分らしく生きることができるよう、情報発信や啓発を通じて固定的な性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の定着を図ります。

基本目標② 若年者への男女平等意識の定着 【4次プランからの新規】

これからの社会を担う若い世代に男女共同参画の意識が根付くよう、学校等を通じて男女共同参画について学ぶことができる機会の提供を行います。

基本目標③ 男女共同参画社会の実践

政策・方針決定過程や管理的地位につく女性の増加に向け、女性のエンパワーメントへの支援を行います。また、特に職業生活における女性活躍の促進とあわせて、男女がともに家庭的責任を担うことができる環境づくりを進めます。

基本目標④ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

地域活動や市民活動、防犯・防災活動において男女共同参画を浸透させるための取組を進めます。また、男女の心身の健康づくりや子育て支援の充実など、ライフステージにあわせて男女の自立と共生・参画を助けるための環境整備を進めます。

基本目標⑤ 人権の尊重とDVの根絶

すべての人の人権が尊重される社会としていくため、人権尊重に関する啓発やあらゆる人権侵害を防ぐための取組を進めます。

また、DVの防止に関する周知・啓発を行うことで、DVを許さない社会環境づくりに取り組みます。さらに、早期段階で相談できる体制を整備するとともに、被害に遭った場合の自立支援や二次被害の防止に向けた取組を進めます。

(4) 重点項目

アンケートやヒアリング、3次プランの評価結果、国や県等の動向を踏まえ、本プランの重点ポイントとして次の5つを掲げます。

重点Ⅰ 女性の活躍推進に向けた取組の強化

企業アンケートでは、今後女性の活躍を促進する動きが見られ、高校生アンケートでも昇進等に意欲的な女子生徒の割合も高くなっています。本市の産業として高い割合を占める製造業や中小企業において女性の活躍が立ち遅れている現状も踏まえ、女性活躍推進法の趣旨に基づき働きかけを行います。また、審議会における女性登用率についても目標未達成であることから、管理的な立場における女性の割合を高めるための取組を進めます。

重点Ⅱ 働き方の改革も踏まえた男性の家庭参画の促進

アンケート、ヒアリングでは男性の育休等の取得しにくさや、共働き家庭における男女の家事時間の格差などが明らかになりました。また、長時間労働の改善や生産性の向上など、幅広い分野で職業生活に関わる問題解決に向けた検討が国全体でも進んでいます。

男性の家庭参画の阻害要因である「職場環境」を改善する気運づくりを行うとともに、男性自身の家事、育児、介護にかかるスキルを高めるための支援を行うなどし、より一層の男性の家庭参画を促進します。

重点Ⅲ 児童・生徒などの若い世代に向けた働きかけの充実

市民の男女共同参画に関する意識は徐々に改善しつつあると言えますが、依然として様々な分野で男性の優遇感が強くなっています。取組の影響・効果が高いと考えられる児童・生徒等若年者への男女平等教育や意識啓発等を進めることで、長期的な視点で男女共同参画社会の実現を図ります。

重点Ⅳ 町内会等、地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

町内会長は男性がほとんどを占めていますが、活動している人の中では、女性の参画の必要性も認識されています。人口減少・高齢化の社会となる中で、様々な人材がコミュニティ活動に参画していけるようにするための気運づくり、仕組みづくりのサポート等を行います。

重点Ⅴ 人権を尊重し、人々の多様性を包含する社会づくり

男女間の暴力に関して、依然として被害の潜在化、認識の不足等を背景にした精神的暴力の被害割合の高さ等が傾向として見られます。啓発や若い世代への働きかけを強化していく必要があります。

加えて、性的マイノリティへの配慮等の必要性が社会全体で求められ始めており、本市においても実態の把握や取組を進めます。

(5) プランの体系

※「区分」の中の「重点項目」は前ページの重点項目に該当する取組。

「DV法」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画に該当する取組。

「活躍法」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画に該当する取組。

基本目標	施策	No.	取組	区分		
				重点項目	DV法	活躍法
① 男女平等意識 の促進	(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開	1	男女共同参画に関する図書・DVD等の収集、貸出			
		2	男女共同参画に関する情報発信の充実			
		3	男女共同参画イベントの開催			
	(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供	4	出前講座の実施			
		5	人材育成のための講座等の開催			
		6	市役所職員への男女共同参画研修の実施			
② 若年者への男 女平等意識の 定着	(1) 学校等における教育機会の充実	7	保育者研修の実施			
		8	学校等における男女共同参画に関する教育の実施	Ⅲ		
		9	生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施	Ⅲ	○	
		10	教育現場におけるLGBTへの対応	Ⅲ		
	(2) 思いやり、認め合う意識の醸成	11	思春期保健の推進			
		12	赤ちゃん出合い・ふれあい交流事業の推進			
③ 男女共同参画 社会の実践	(1) 女性のエンパワーメントへの支援	13	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組			
		14	女性の人材リスト等の整備			
		15	女性の人材育成のための研修・講座への派遣			
		16	誰もが学べる環境の整備			
	(2) 職場における女性活躍の推進	17	職場での女性活躍に向けた啓発・情報提供			○
		18	女性の起業支援の実施			○
		19	女性の就労支援・再就職支援等の実施	I		○
		20	安城市における「特定事業主行動計画」の推進			○
		21	女性農業者への支援の充実			○
		22	子育て支援や女性の活躍推進を行う企業への優遇策の検討	I		○

基本目標	施策	No.	取組	区分		
				重点項目	DV法	活躍法
③ 男女共同参画社会の 実践	(3) 家庭的責任をともに担うための環境の整備	23	各種制度（育児休業・介護休業等）の周知			○
		24	男性の家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供	II		○
		25	子育て世代の男性に対する家事・育児参画の促進	II		○
		26	働き方の見直しのための啓発	II		○
		27	女性活躍推進のための講座などの開催	I		○
		28	子育て家庭への支援の充実	II		○
		29	女性のライフプランニング支援			○
④ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備	(1) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進	30	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	IV		
		31	防災活動における男女共同参画の推進	IV		
		32	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催			
		33	男女共同参画に取り組む市民活動団体の育成			
	(2) 性差を踏まえた健康づくりの推進	34	妊娠や出産に関する健康支援の実施			
		35	男女特有の疾病に対する予防支援			
	(3) 参画を助ける環境の整備	36	通常教育・保育事業の推進			
		37	一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業等の充実			
		38	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進			
39		市職員における、介護離職ゼロに向けた取組の推進				
⑤ 人権の尊重とDVの根絶	(1) 多様性を認め合う社会環境の整備	40	LGBT等、多様な性に関する理解促進	V		
		41	あらゆるハラスメントへの防止に向けた啓発			
		42	様々な相談事業の実施			
	(2) DVの啓発と早期対応	43	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施	V	○	
		44	DVに関する相談対応の実施		○	
		45	被害者支援にあたっての関係機関との連携強化と適切な一時保護の実施		○	
		46	被害者の自立支援		○	
47		二次被害の防止に向けた市役所対応の強化		○		

第4章 プランの基本目標別の内容

「第4次安城市男女共同参画プラン」施策部分・紙面イメージ

基本目標 1 男女平等意識の促進

成果指標

①社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であるとする市民の割合
現状値:女性 9.4% →目標値:女性11.3%
男性21.9% → 男性23.1%
(平成28年度)

②「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合
現状値:女性26.3% →目標値:女性18.0%
男性33.9% → 男性32.7%
(平成28年度)

(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開

- 平成28(2016)年度に実施した市民アンケートによれば、本市では固定的な性別役割を否定する割合が上昇しています。性別で役割を区別するのではなく、多様な生きかたをする意識が浸透しつつあると言えます。今後も広く市民に対し、「男女共同参画」の重要性を普及していく必要があります。
- 市民の主体的な学習を支える環境整備を進めることと、市民協働により情報発信や啓発を行っていく仕組みづくりをさらに充実させ、受け手である市民の視点に立った情報発信や啓発を行っていくことが重要です。

No.	取組	内容	担当課
1	男女共同参画に関する図書・DVD等の収集、貸出	男女共同参画に関連する図書や関連雑誌、DVDなどを収集・整備し、貸出を行うことで、市民・団体等の自主的な学習を支援する。 指標 女性関連資料の蔵書冊数	アンフォーレ課
2	男女共同参画に関する情報発信の充実	情報誌の発行や広報誌・ホームページ等への記事掲載を通じ、男女共同参画に関する情報を広く市民に発信する。 指標 情報誌の年間発行回数	市民協働課
3	男女共同参画イベントの開催	市民活動団体と市が協働して男女共同参画に関するイベント等を開催する。(週間・月間イベント) 指標 男女共同参画関連イベント参加者数	市民協働課

①基本目標ごとに「成果指標」としてアウトカム指標を設定します。(主にアンケート結果や女性割合など)

③施策ごとに、「取組」につながる考え方や背景、現状・課題を示します。

④取組、内容、担当課を記載します。それぞれの取組ごとに、指標を設定しています。

(指標に関する詳しい内容は、「第5章 プランの推進体制」をご覧ください。)

1 男女平等意識の促進

成果指標

①社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であるとする市民の割合

現状値:女性 9.4% →目標値:女性11.7%
男性 21.9% → 男性23.3%
 (平成 28 年度)

②「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合

現状値:女性26.3% →目標値:女性18.0%
男性33.9% → 男性32.5%
 (平成 28 年度)

(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開

- 平成28年度(2016年度)度実施した市民アンケートによれば、本市では固定的な性別役割分担を否定する割合が上昇しています。性別で役割を区別するのではなく、多様な生き方を支持する意識が浸透しつつあると言えます。今後も広く市民に対し、「男女共同参画」の重要性を普及していく必要があります。
- 市民の主体的な学習を支える環境整備を進めることと、市民協働により情報発信や啓発を行っていく仕組みづくりをさらに充実させ、受け手である市民の視点に立った情報発信や啓発を行っていくことが重要です。

No.	取組	内容	担当課
1	男女共同参画に関する図書・DVD等の収集、貸出	男女共同参画に関連する図書や関連雑誌、DVDなどを収集・整備し、貸出を行うことで、市民・団体等の自主的な学習を支援する。 指標 女性関連資料の蔵書冊数	アンフォーレ課
2	男女共同参画に関する情報発信の充実	情報誌の発行や広報誌・ホームページ等への記事掲載を通じ、男女共同参画に関する情報を広く市民に発信する。 指標 情報誌の年間発行回数	市民協働課
3	男女共同参画イベントの開催	市民活動団体と市が協働して男女共同参画に関するイベント等を開催する。(週間・月間イベント) 指標 男女共同参画関連イベント参加者数	市民協働課

(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供

- 男女共同参画は生活のあらゆる場面で必要なものであり、職場や地域など、様々な場面で男女共同参画について学ぶことができる仕組みづくりが大切です。
- 市民に対する男女共同参画や女性活躍に関する学習機会を提供するとともに、その内容についても時代や参加者のニーズに対応させていくことで、変化する時代に対応できる人材育成を進めていく必要があります。
- あらゆる行政施策において男女共同参画や女性活躍の視点が求められています。そのため、施策の推進にあたる市役所職員への研修も継続して実施していく必要があります。

No.	取組	内容	担当課
4	出前講座の実施	市民等の要請に応じ、地域、職場、学校園などにおいて男女共同参画に関する出前講座を実施する。 指標 出前講座の実施回数	市民協働課
5	人材育成のための講座等の開催	方針・施策決定の場に参画できる女性人材を計画的かつ継続的に育成する。 指標 人材育成講座の受講者数（累計）	市民協働課
6	市役所職員への男女共同参画研修の実施	男女共同参画への意識を高めるため、市職員の研修を実施する。 指標 市職員の男女共同参画研修参加者数（単年）	市民協働課



男女共同参画イベント



人材育成講座

成果指標

①学校教育の場が男女平等であるとする市民の割合

現状値:女性56.9% →目標値:女性62.7%

男性70.0% → 男性72.8%

(平成28年度)

②子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいとする市民の割合

現状値:女性73.5% →目標値:女性77.7%

男性66.0% → 男性76.4%

(平成28年度)

(1) 学校等における教育機会の充実

- 教育現場における教職員の意識や行動は、児童生徒の男女の平等感等に大きな影響を及ぼすことから、教職員が男女共同参画等について正しい認識を持つことが重要です。
- LGBTと言われる性的少数者については、社会生活上様々な問題を抱えている状況にあると言われており、学校現場においても対応が求められています。配慮のない対応等でそのような児童生徒が傷つくことがないように、また、教職員等が児童生徒の悩みや不安を受け止めることができるよう、理解を浸透させていくことが必要です。

No.	取組	内容	担当課
7	保育者研修の実施	園長・所長を対象に、男女共同参画に関する研修を実施し、男女平等への理解を深める。 指標 保育者研修会の参加人数(単年)	子ども課
8	学校等における男女共同参画に関する教育の実施	学校等において、男女平等意識を浸透させるための学習を推進する。 指標 「道徳」「学活」「総合」「保健」「人権教育」の授業で男女共同参画の学習を行った学級数	学校教育課
9	生徒に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施	生徒向けにデートDVに関する内容のリーフレットなどを作成・配布し、周知を行う。 指標 リーフレット等の配布数(市民協働課)	市民協働課 学校教育課
10	新規 教育現場におけるLGBTへの対応	教育現場において性的少数者(LGBT等)に対する理解を深めるための啓発や研修機会の提供を行う。 指標 LGBTに関する啓発実施率	学校教育課

(2) 思いやり、認め合う意識の醸成

- 男女の身体の違いが現れてくる思春期に、男女それぞれの心や身体の違いを理解し合い、認識を深めることができるようにすることが大切です。
- 大人になり、職場、家庭、地域やライフステージの様々な段階で、男女共同参画を阻害する意識、行動等が現れる場合があります。そのため、価値観が形成される前段階の子どもの頃から人権意識や他者を思いやる気持ち等を学ぶことができる機会を持つことが必要です。

No.	取組	内容	担当課
1 1	思春期保健の推進	学校などが行う学童期・思春期の発達段階に応じた保健教育を支援する。 指標 講師派遣及び物品貸し出し件数（健康推進課）	健康推進課 学校教育課
1 2	新規 赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の推進	命の大切さを学ぶことで、人権意識を認識し、思いやりの意識を醸成する機会として、小中学生を対象とした赤ちゃん講座を開催し、小中学生と乳幼児がふれあう機会を設ける。 指標 赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の参加人数（単年）	子育て支援課



赤ちゃん出会いふれあい交流事業



赤ちゃん出会いふれあい交流事業

成果指標

①法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合

現状値:27.4%(平成28年度) → **目標値:30.4%**

②市の管理的地位にある職員(課長補佐級以上)に占める女性職員の割合

現状値:11.6%(平成28年度) → **目標値:17%**

③市男性職員の育児休業等の取得率

現状値:81.3%(平成28年度) → **目標値:85%**

(1) 女性のエンパワーメントへの支援

- 本市では、審議会等における女性委員割合の3次プラン目標(32%)が未達となっており、今後も継続して女性割合の向上に向けて取り組んでいく必要があります。
- 女性の活躍は、職場や地域活動など、様々な分野に渡ります。女性の意欲や能力を十分に生かし、活躍を後押しするための取組が求められています。

No.	取組	内容	担当課
13	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組	各種審議会等における女性委員の割合を増やし、方針・政策決定の場への女性の参画を進める。 指標 すべての審議会等における女性委員の割合	市民協働課
14	女性の人材リスト等の整備	エンパワーメント講座修了生や地域で活躍する人を人材リストへ登載し、審議会等への登用をPRする。 指標 市民参加パートナーバンクの登録者数(累計)	市民協働課
15	女性の人材育成のための研修・講座への派遣	女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座へ市民を派遣する。 指標 研修会等派遣者数(累計)	市民協働課 生涯学習課
16	誰もが学べる環境の整備	講座等の開催において託児の実施を行うなど、誰もが学びの場へ参加しやすい環境を整備する。 指標 託児付講座数(市民協働課・生涯学習課)	市民協働課 生涯学習課



講座の託児風景

(2) 職場における女性活躍の推進

- 平成28年(2016年)に実施した企業アンケートによると、結婚・出産後も仕事を続ける女性が増加しており、企業において今後も積極的に女性の活躍を推進していく動きが見られます。さらに、勤続年数が増えていくことで管理職になる女性も増えていくことが想定されます。女性が結婚・出産後も主体的にキャリア形成に取り組めるようにするための支援を行っていく必要があります。
- 職場における女性活躍は、比較的大きな企業から先行して取り組まれており、中小企業ではまだ取組に対する認識が薄い場面も見受けられるため、啓発・情報提供を行っていく必要があります。また、本市の産業構造で高い割合を占める製造業においても男女共同参画が進みにくい分野であるとされているため、女性の職域拡大が求められています。
- 安城市役所では、平成28年度(2016年度)に一事業所として「女性の活躍促進宣言」を表明するとともに、女性活躍推進法による特定事業主行動計画を策定し、女性管理職の登用率引き上げなどを目標に取り組んでいます。今後も、市内企業の手本となれるよう、積極的に女性活躍、男女共同参画の職場づくりを推進していくことが重要です。

No.	取組	内容	担当課
17	職場での女性活躍に向けた啓発・情報提供	女性管理職の拡大や女性の能力の活用について、県・関係機関が開催する講座などの情報収集に努め、商工会議所会報への掲載を依頼するなど、連携して企業・事業所などへの啓発を行い、女性の積極的な参加を促す。 指標 県・関係機関が開催する講座等の啓発回数	商工課
18	女性の起業支援の実施	アンフォーレ内に設置する「安城ビジネスコンシェルジュ(通称「ABC」)」において、Anjo創業支援ファームやKEY PORT(キーポート)と連携し、起業セミナーを開催する。 指標 起業セミナー参加者数(単年)	商工課

No.	取組	内容	担当課
19	女性の就労支援・再就職支援等の実施	<p>出産・育児・介護などで退職した女性の再就職を支援するための情報の発信を行うとともに、セミナーを開催する。</p> <p>指標 再就職支援セミナー受講者数（単年）</p>	商工課
20	<p>新規</p> <p>安城市における「特定事業主行動計画」の推進</p>	<p>市役所における職員の子育て支援、女性職員の活躍に向けた環境整備のため、「特定事業主行動計画」の目標達成（女性管理職割合増）に努める。</p> <p>指標 管理的地位にある職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合（再掲）</p>	人事課
21	女性農業者への支援の充実	<p>農業分野における男女共同参画、女性活躍が促進されるよう、希望する女性に対し、就農や農業経営等の支援を行う。</p> <p>指標 家族経営協定の締結農家戸数</p>	農務課
22	<p>新規</p> <p>子育て支援や女性の活躍推進を行う企業への優遇策の検討</p>	<p>女性の活躍や子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進等に積極的に取り組む企業を評価する入札、契約制度の拡充を検討する。</p> <p>指標 入札における加点対象企業数</p>	契約検査課



安城ビジネスコンシェルジュ開所式



女性農業者による親子農業体験

(3) 家庭的責任をともに担うための環境の整備

- 男女共同参画社会の実現に向けては、女性の社会参画を促すばかりではなく、男性の家庭参画を促進する視点も重要です。市民アンケートによると、共働きであっても男女の家事時間に差がみられ、女性の家事・育児負担は大きなものとなっています。
- 長時間労働の削減や多様な働き方ができる職場づくりなど、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進などと合わせ、職場における男性の家事・育児等への参画促進の気運づくりに取り組んでいく必要があります。
- 男性の家事・育児等への参画を進めるためには、職場の改革と合わせて、男性自身の意識やスキルの向上を図ることも重要となっています。

No.	取組	内容	担当課
23	各種制度（育児休業・介護休業等）の周知	仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児・介護休業制度、パートタイム労働法、ファミリー・フレンドリー企業、再就職支援などの情報収集に努め、広報やチラシなどでPRし、制度などの取得・利用を促す。 指標 各種制度についての広報及び啓発回数	商工課
24	新規 男性の家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供	男性の家事、育児、介護への参画を促進するため、講習会や学習機会の提供を行う。 指標 「パパ講座」「育メン広場」参加人数（単年）（子育て支援課） 夫婦でのパパママ教室参加率（健康推進課） 男性の参画を促進するための講座実施数（生涯学習課）	子育て支援課 健康推進課 生涯学習課
25	新規 子育て世代の男性に対する家事・育児参画の促進	仕事と家事・育児等の両立に配慮した働き方に関する啓発等を行う。 指標 働き方に関する広報・啓発の実施回数（商工課）	市民協働課 商工課
26	新規 働き方の見直しのための啓発	企業に対し有給休暇、ノー残業デー制度等の取得を促す。 指標 県下一斉ノー残業デーの啓発回数	市民協働課 商工課
27	新規 女性活躍推進のための講座などの開催	女性活躍推進のために職場環境を考える講座などの開催をする。 指標 女性活躍推進のための講座の受講者数（単年）	市民協働課

No.	取組	内容	担当課
28	新規 子育て家庭への支援の充実	地域子育て支援拠点事業を充実し、子育てへの不安解消の手助けをする。 指標 子育て支援センター、つどいの広場利用人数(単年)	子育て支援課
29	新規 女性のライフプランニング支援	積極的な社会参画を目指す女性をはじめ、女性が充実した生活を送るための講座を開講する。 指標 女性が充実した生活を送るための講座実施数	生涯学習課



パパママ教室



パパ講座



育メン広場

基本目標 **4** 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

成果指標

- ①町内会長に就く女性の割合 **現状値:0%**(平成 28 年度) → **目標値:10%**
- ②防災会議の女性の登用率 **現状値:8.0%**(平成 28 年度) → **目標値:30%**
- ③保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数
現状値:0人(平成 28 年度) → **目標値:0人**

(1) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

- 平成28年(2016年)に実施した町内会アンケートによると、会長・副会長はほとんどが男性であり、町内会における女性の役割も「行事等の手伝い活動」が最も多くを占めるなど、地域活動において運営や意思決定の場への女性参画割合が非常に低いことがわかりました。
- 少子高齢化が進む中、地域活動や市民活動の場でも人材不足、担い手不足の問題が顕著となっています。
- 地域活動や市民活動の現場では、男女がともに協力し合って地域課題解決のために取り組んでいくことが必要とされています。男女共同参画の取組にも地域ごとに差が見られることから、偏りが出ることがないように啓発等を進め、地域において積極的に男女共同参画が推進されるようにしていく必要があります。

No.	取組	内容	担当課
30	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	町内会などの各地域における地域団体や組織などへ積極的に男女共同参画を働きかける。 指標 町内会等への啓発回数	市民協働課
31	防災活動における男女共同参画の推進	防災会議などへの女性委員の登用や、女性の視点から考えられる避難所の備蓄品整備を推進する。 指標 女性の視点に配慮した備蓄品の配備	危機管理課

No.	取組	内容	担当課
3 2	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催	女性を狙う犯罪から身を守るため、防犯教室などの講座を開催し、防犯に対する意識の向上を図る。 指標 女性対象防犯教室の参加者数（累計）	市民安全課
3 3	男女共同参画に取り組む市民活動団体の育成	様々な団体と連携し、男女共同参画の趣旨を理解し男女共同参画の視点で活動する団体をふやす。 指標 男女共同参画の活動も行う団体数	市民協働課

（２）性差を踏まえた健康づくりの推進

- 妊娠・出産の可能性のある女性は、男性とは異なる健康上の問題が存在します。女性活躍の土台となる、女性の健康づくりのための取組を進めていく必要があります。
- 男女共同参画において、人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ産むか、何人産むか、出産間隔などを自己決定できるリプロダクティブ・ヘルス／ライツは、女性の健康を考える上で重要な視点の一つです。
- 身体的な構造の違いや生活習慣の違い等により生じる健康課題に対し、男女それぞれが理解し、予防に取り組んでいくことが重要です。

No.	取組	内容	担当課
3 4	妊娠や出産に関する健康支援の実施	子どもを望む夫婦を支援するため不妊治療費の助成を行う。また、妊産婦健康診査の実施にあたり、受診しやすいように妊産婦健康診査費の助成を行う。 指標 妊娠11週までの妊娠届出率	健康推進課
3 5	男女特有の疾病に対する予防支援	各種がん検診の実施や保健指導・健康教育などを通じ、性差に応じた健康課題に対する予防支援を行う。 指標 乳がん検診受診率	健康推進課



母子手帳交付



母子手帳交付時に渡すマタニティマーク

(3) 参画を助ける環境の整備

- 本市では、幼児教育・保育の計画的な提供体制の整備や保護者の子育てを地域社会全体で支援するための環境整備等を総合的に推進するため、平成27年度（2015年度）に「安城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後もこの計画に基づき、市民ニーズに合わせて各種教育・保育事業を推進していく必要があります。
- 高齢化が進む中、介護の問題も増加しています。介護保険制度により、介護は社会全体で担うものという認識が進む一方で、介護を理由に仕事を辞めざるを得ない「介護離職」の問題も見られるようになってきました。職場における介護休業制度や、男女がともに担う介護などの意識の浸透を図っていく必要があります。

No.	取組	内容	担当課
36	通常教育・保育事業の推進	「安城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育所における受入体制を整備する。 指標 保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数（再掲）	子ども課
37	一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業等の充実	働く男女を支援するため、休日保育、一時保育、延長保育、病後児保育などの各種保育・子育て支援サービス事業を推進する。 指標 一時、休日、延長、病児・病後児保育実施園数	子ども課
38	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進	昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生を対象に放課後児童健全育成事業を実施し、児童の健全育成を図る。 指標 児童クラブ入会登録児童数	子育て支援課
39	新規 介護離職ゼロに向けた取組の推進	市職員における、高齢化の進行に伴う介護離職等を防止するため、介護休業制度の定着を促進する。 指標 介護休暇制度の周知件数	人事課

基本目標 **5** 人権の尊重とDVの根絶

成果指標

①DV（配偶者からの暴力）の用語の認知度

現状値：81.2%（平成28年度）→ **目標値：100%**

②DV被害経験者のうち、「誰にも相談しなかった」人の割合

現状値：52.5%（平成28年度）→ **目標値：50.6%**

（1）多様性を認め合う社会環境の整備

- 人々の価値観は多様になり、結婚や家庭の在り方にも標準的なモデルはなくなっています。平成28年（2016年）に実施した市民アンケート、高校生アンケートによると、「結婚は個人の自由だから、結婚してもしなくてもよい」という考えに対して、特に若い世代で賛同する割合が高くなっています。
- 性別においても、LGBTなどの性的少数者についての認識が高まるよう、取組を推進していく必要があります。
- 様々な状況に置かれる人々が必要な支援を受けられるとともに、多様な選択を認め、受容する社会づくりが求められています。

No.	取組	内容	担当課
40	新規 LGBT等、多様な性に関する理解促進	性的少数者（LGBT等）に対する理解を深めるための啓発を行う。 指標 市民向け啓発回数	市民協働課
41	新規 あらゆるハラスメントへの防止に向けた啓発	様々なハラスメントや人権侵害問題の防止に向けた啓発を行う。 指標 教職員向け研修会への参加者割合（学校教育課）	市民協働課 市民課 商工課 学校教育課
42	様々な相談事業の実施	女性相談、母子相談、子育て相談、DVや児童虐待に関する相談、心配ごと相談業務の充実を図る。 指標 各種相談事業の相談件数（市民協働課、市民課、子育て支援課、社会福祉協議会）	市民協働課 市民課 子育て支援課 社会福祉協議会

(2) DVの啓発と早期対応

- DVに関して、本市では「DV対策庁内連絡会」を定期的を開催し、関係部署間での情報共有と支援体制の確認を行っています。
- 市民アンケートによると、DV被害者の約半数が被害に遭っても誰にも相談しないことがわかっており、DVに関する認識を高めることと、被害を潜在化させないための相談・支援体制の強化が求められています。
- DV被害者への相談や支援にあたっては、今後も庁内や関係機関等との連携を密にし、迅速な対応を行っていくとともに、二次的な被害が生じることがないように、職員の認識を深めていく必要があります。

No.	取組	内容	担当課
4 3	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施	DVの相談窓口の周知やパンフレットを作成・配布し、DVに関する知識の普及を進める。 指標 DV啓発人数（単年）（子育て支援課）	市民協働課 子育て支援課
4 4	DVに関する相談対応の実施	DV被害者の早期対応を行う。 指標 DVに関する相談件数	市民協働課 市民課 子育て支援課
4 5	被害者支援にあたっての関係機関との連携強化と適切な一時保護の実施	女性相談センター、児童相談センター、警察及び市の関係部署と横断的に連携をとり、被害者を適切に一時保護する。 指標 一時保護件数	子育て支援課
4 6	被害者の自立支援	DV被害者が自立した生活が送れるよう長期的な支援を行う。 指標 関係部署とのコア会議回数（子育て支援課）	市民協働課 市民課 子育て支援課
4 7	二次被害の防止に向けた市役所対応の強化	女性や児童に対する暴力の認識を深め、被害者を早期発見することができるよう市職員・教職員への研修を実施する。また、個人情報保護の取り扱いについて周知徹底を図る。 指標 市職員向けDV研修の参加者数（単年）	市民協働課 市民課 子育て支援課

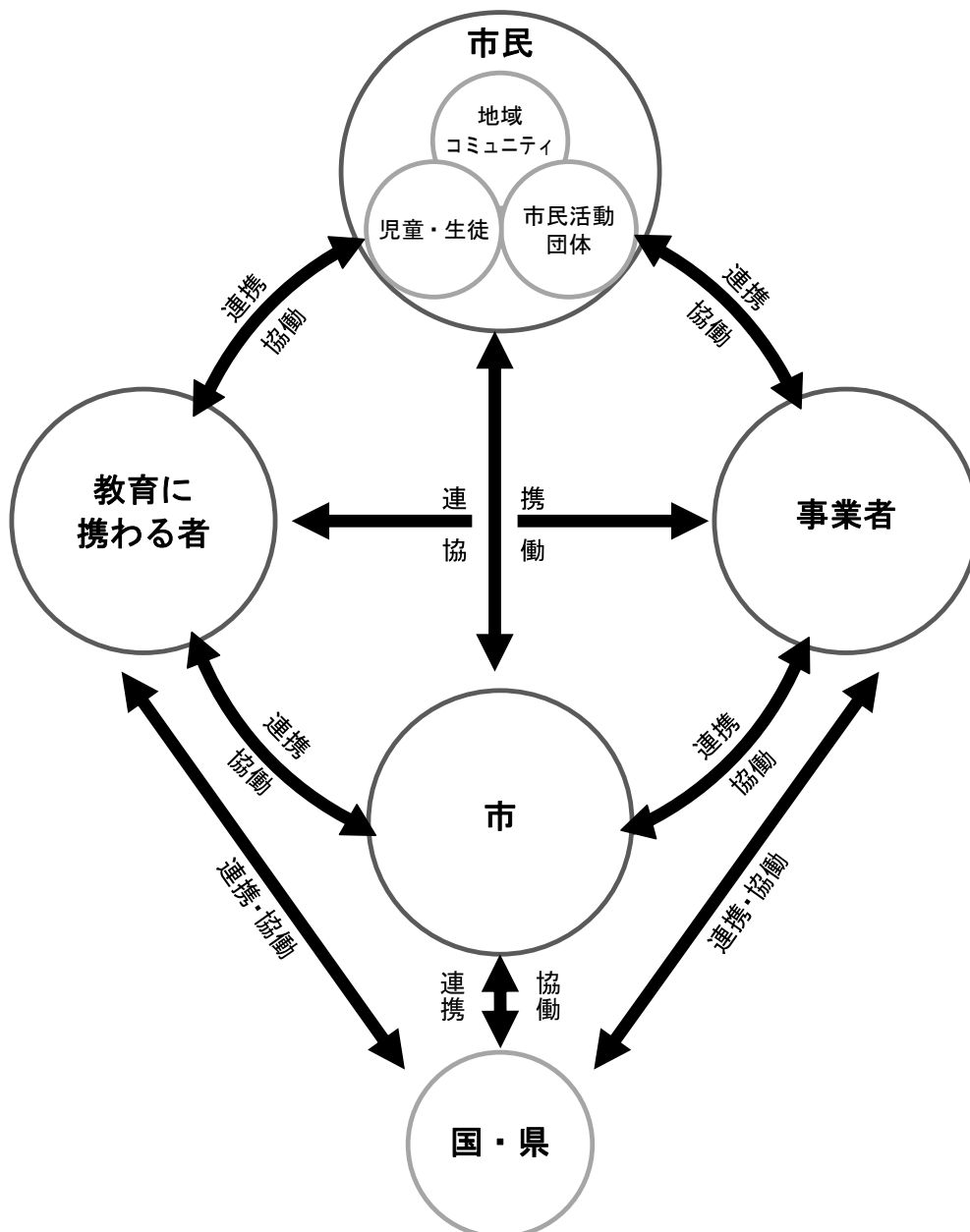
第5章 プランの推進体制

(1) 市民、事業者等との協働による推進

プランの着実な推進を図るため、最終的に目指す姿である「男女共同参画社会の実現」や基本目標などが市民や事業者に幅広く理解されるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

また、本プランに位置づけた各種取組の効果を波及させるためには、市民や事業者との協働が必要不可欠であるため、適切な情報の収集を図り、市民意見やニーズの把握と取組への反映に努めます。

■安城市男女共同参画 実施主体関連図

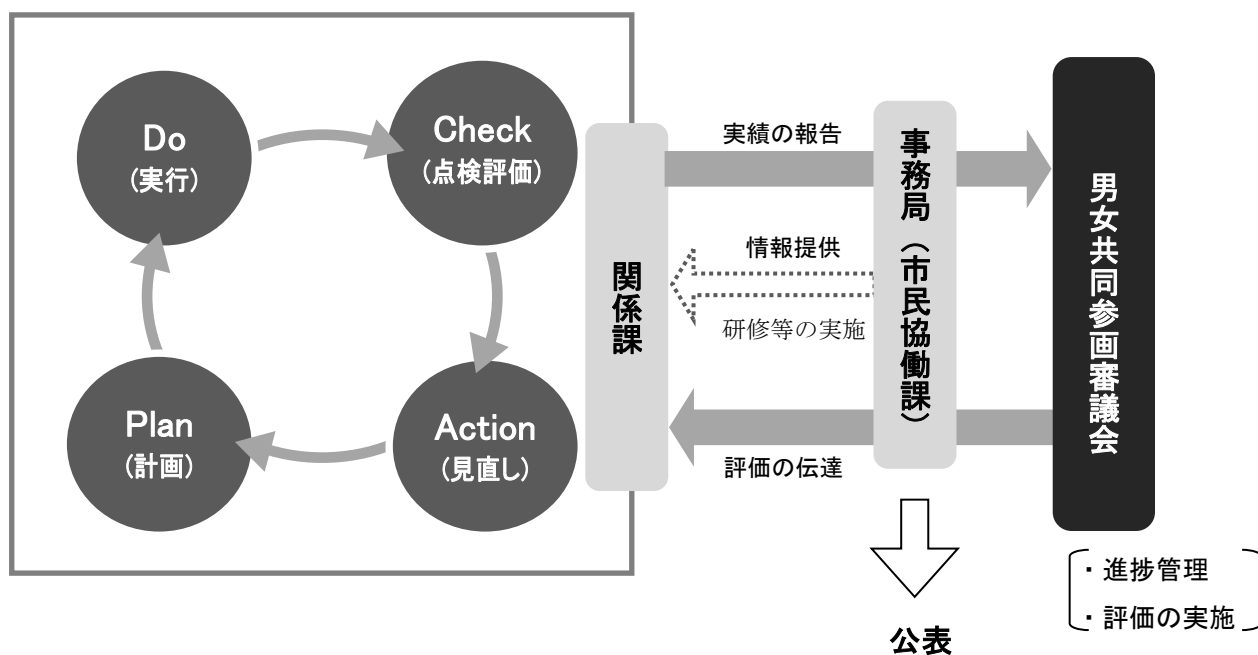


(2) プランの進捗管理

男女共同参画の視点は行政が行う取組に幅広く関わりがあるため、すべての職員が「男女共同参画社会の実現」を目指すという共通認識をもつことが重要です。そのため、職員に対し男女共同参画の視点を浸透させるとともに、関係各課が連携を図り、横断的に取組を進めていきます。さらに、本プランの計画期間中の男女共同参画行政に関する国、県の動向を注視するとともに、必要に応じて近隣自治体などとの連携を図りながら、取組を推進していきます。

また、本プランに位置付けた取組は、毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理してPDCAの視点から自己評価を行い、その結果を市民協働課が取りまとめ、安城市男女共同参画審議会において推進状況の確認・評価を行います。そしてその結果を広く市民等に公表するとともに、必要に応じて改善を図り、次年度以降の取組の展開に反映させながら、よりよい事業の推進に努めます。

■PDCAによる進捗管理



(3) 指標一覧

プランの進捗管理に使用する指標は、次のとおりです。基本目標ごとに設定している「成果指標」は、プランの最終年度（または最終年度の前年度）に評価を行います。

また、取組ごとに設定している指標は、その性質から2種類に分けて、毎年度、確認を行っていきます。

- ①目標指標…取組推進のための目標として設定する指標（活動指標として、向上させる、または維持することを目指すもの）
- ②確認指標…男女共同参画施策の推進状況の把握のための参考とする指標（市の取組によって影響を及ぼすことが困難であると考えられるものなど）

なお、本指標はプラン策定時点のものであり、今後の取組の推進状況や評価結果を受け、変更する場合があります。

基本目標 1 男女平等意識の促進

指標項目		2016	2023
成果指標	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合	女性	9.4%
		男性	21.9%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合	女性	26.3%
		男性	33.9%

(1) 男女共同参画に関する啓発活動の展開

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
1	男女共同参画に関する図書・DVD等の収集、貸出	女性関連資料の蔵書冊数	2,605冊	2,650冊	○	
2	男女共同参画に関する情報発信の充実	情報誌の年間発行回数	2回	2回	○	
3	男女共同参画イベントの開催	男女共同参画関連のイベント参加者数	485人	530人	○	

(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
4	出前講座の実施	出前講座の実施回数	0回	2回	○	
5	人材育成のための講座等の開催	人材育成講座の受講者数(累計)	327人	460人	○	
6	市役所職員への男女共同参画研修の実施	市職員の男女共同参画研修参加者数	43人	85人	○	

基本目標2 若年者への男女平等意識の定着

指標項目		2016	2023	
成果指標	学校教育の場が男女平等であると考える市民の割合	女性	56.9%	62.7%
		男性	70.0%	72.8%
	子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合	女性	73.5%	77.7%
		男性	66.0%	76.4%

(1) 学校等における教育機会の充実

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
7	保育者研修の実施	保育者研修の参加人数	32人	32人	○	
8	学校等における男女共同参画に関する教育の実施	「道徳」「学活」「総合」「保健」「人権教育」において男女共同参画に関する指導を行った学級数	—	すべての学級	○	
9	学生に対するDV防止に向けた情報提供・啓発の実施	リーフレット等の配布数	2,000枚	2,000枚	○	
10	教育現場におけるLGBTへの対応	LGBT等に関する啓発実施率	—	85%以上実施	○	

(2) 思いやり、認め合う意識の醸成

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
11	思春期保健の推進	講師派遣及び物品貸し出し件数	47件	50件	○	
12	赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の推進	赤ちゃん出会い・ふれあい交流事業の参加人数	1,585人	1,600人	○	

基本目標3 男女共同参画社会の実践

指標項目		2016	2023
成果指標	法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	27.4%	30.4%
	市の管理的地位にある職員（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	11.6%	17%
	市男性職員の育児休業等の取得率	81.3%	85%

(1) 女性のエンパワーメントへの支援

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
13	各種審議会等における女性委員の増加に向けた取組	すべての審議会等における女性委員の割合	28.2%	33.0%	○	
14	女性の人材リスト等の整備	市民参加パートナーバンクの登録者数	172人	202人	○	
15	女性の人材育成のための研修・講座への派遣	研修会等への派遣者数(累計)(市民協働課)	25人	43人	○	
16	誰もが学べる環境の整備	研修会等への派遣者数(累計)(生涯学習課)	6人	42人	○	

(2) 職場における女性活躍の推進

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
17	職場での女性活躍に向けた啓発・情報提供	県・関係機関が開催する講座等の啓発回数	3回	—		○
18	女性の起業支援の実施	起業セミナー参加者数	—	30人	○	
19	女性の就労支援・再就職支援等の実施	再就職支援セミナー受講者数	14人	20人	○	
20	安城市における「特定事業主行動計画」の推進	管理的地位にある職員(課長補佐級以上)に占める女性職員の割合	11.6%	17%	○	
21	女性農業者への支援の充実	家族経営協定の締結農家戸数	62戸	69戸	○	
22	子育て支援や女性の活躍推進を行う企業への優遇策の検討	入札における加点対象企業数	26社	—		○

(3) 家庭的責任をともに担うための環境の整備

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
23	各種制度(育児休業・介護休業等)の周知	各種制度についての広報及び啓発回数	12回	—		○
24	男性の家事・育児等への参画に向けた学習機会の提供	夫婦でのパパママ教室参加率	92%	90%以上	○	
		「パパ講座」「育メン広場」参加人数	531人	550人	○	
		男性の参画を促進するための講座実施数	18講座	18講座	○	
25	子育て世代の男性に対する家事・育児参画の促進	働き方に関する広報・啓発の実施回数	6回	—		○
26	働き方の見直しのための啓発	県下一斉ノー残業デーの啓発回数	1回	1回	○	
27	女性活躍推進のための講座などの開催	講座の受講者数	—	20人	○	
28	子育て家庭への支援の充実	子育て支援センター、つどいの広場利用人数	80,664人	85,000人	○	
29	女性のライフプランニング支援	女性が充実した生活を送るための講座実施数	—	1回	○	

基本目標 4 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

	指標項目	2016	2023
成果指標	町内会長に就く女性の割合	0%	10%
	防災会議の女性の登用率	8.0%	30%
	保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数	0人	0人

(1) 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
30	地域団体や組織等に対する男女共同参画に関する情報・学習機会の提供	町内会等への啓発回数	0回	2回	○	
31	防災活動における男女共同参画の推進	女性の視点に配慮した備蓄品（トイレ用ランタン、除菌消臭剤、ウェットティッシュ）の配備	配備なし	配備済み	○	
32	女性を狙う犯罪から身を守るための講座の開催	女性対象防犯教室の参加者数（累計）	1,142人	1,940人	○	
33	男女共同参画に取り組む市民活動団体の育成	男女共同参画の活動も行う市民団体数	31団体	32団体	○	

(2) 性差を踏まえた健康づくりの推進

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
34	妊娠や出産に関する健康支援の実施	妊娠11週までの妊娠届出率	95.8%	95%以上	○	
35	男女特有の疾病に対する予防支援	乳がん検診受診率	17%	18%	○	

(3) 参画を助ける環境の整備

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
36	通常教育・保育事業の推進	保育園等への入園申込をした児童のうち、どこにも入園できなかった児童の人数	0人	0人	○	
37	一時預かり事業、時間外保育事業、病児・病後児保育事業等の充実	一時、休日、延長、病児・病後児保育実施園数	一時：9園 休日：2園 延長：31園 病児・病後児：1園	一時：10園 休日：2園 延長：32園 病児・病後児：1園	○	
38	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の推進	児童クラブ入会登録児童数	1,852人	2,000人		
39	市職員における、介護離職ゼロに向けた取組の推進	介護休暇制度の周知件数	1件	3件	○	

基本目標5 人権の尊重とDVの根絶

	指標項目	2016	2023
成果指標	DV（配偶者からの暴力）の用語の認知度	81.2%	100%
	DV被害経験者のうち、「誰にも相談しなかった」人の割合	52.5%	50.6%

（1）多様性を認め合う社会環境の整備

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
40	LGBT等、多様な性に関する理解促進	市民向け啓発回数	—	2回	○	
41	あらゆるハラスメントへの防止に向けた啓発	教職員向け研修会への参加者割合（学校教育課）	—	50%	○	
		ハラスメントに関する啓発回数（商工課）	0回	—		○
42	様々な相談事業の実施	女性相談の相談件数	71件	—		○
		母子相談の相談件数	636件	—		○
		子育て相談件数	123件	—		○
		DVや児童虐待に関する相談件数	174件	—		○
		心配ごと相談の相談件数	64件	—		○

（2）DVの啓発と早期対応

No.	取組	指標項目	2016	2023	区分	
					目標指標	確認指標
43	DV防止に向けた情報提供・啓発の実施	DV啓発人数（子育て支援課）	—	市内全21小学校の新1年生保護者	○	
44	DVに関する相談対応の実施	DVに関する相談件数（子育て支援課＋市民課合算）	30件 子育て支援課：22件 市民課：8件	—		○
45	被害者支援にあたっての関係機関との連携強化と適切な一時保護の実施	一時保護件数	1件	—		○
46	被害者の自立支援	関係部署とのコア会議回数	—	—		○
47	二次被害の防止に向けた市役所対応の強化	市職員向けDV研修の参加者数	40人	—		○

資料編

掲載予定項目

- ・ 策定の経過
- ・ 安城市男女共同参画審議会（条例、名簿等）
- ・ 作業部会、策定部会
- ・ 用語説明等巻末資料